

○子育て短期入所生活援助事業実施要綱

平成23年7月1日

(総則)

第1条 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う子育て短期入所生活援助事業（以下「短期入所」という。）の実施については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 短期入所を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住する児童のうち、その保護者が次の各号に掲げる理由のいずれかに該当することにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったものとする。

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、育児不安その他身体的又は精神的な事由
- (3) 出産、看護その他家庭養育上の事由
- (4) その他市長が特に必要と認める事由

(入所日数等)

第3条 1世帯当たりが短期入所を受けることができる日数及び回数は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日数 1回につき7日以内（1年度につき30日を限度とする。）
- (2) 回数 1月につき1回

(実施機関)

第4条 短期入所は、市長が指定する児童養護施設又は乳児院の設置者及び里親等（以下「実施施設等」という。）にその実施を委託する。

2 前項の規定により児童養護施設又は乳児院において実施する場合にあっては、原則として、2歳未満の児童については乳児院において、それ以外の児童については児童養護施設において、短期入所を実施するものとする。

(申請)

第5条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、子育て短期入所生活援助事業利用申請書（第1号様式）による。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の属する世帯の所得の額等を証明する書類

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯に属することを証明する書類（当該世帯に属する場合に限る。）

(決定)

第6条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、子育て短期入所生活援助事業利用決定通知書（第2号様式）による。

2 短期入所の利用を決定したときは、市長は、子育て短期入所生活援助事業利用依頼通知書（第3号様式）により実施施設等に依頼するものとする。

(費用の負担)

第7条 対象者の保護者は、短期入所に要する費用の一部（以下「自己負担金」という。）を負担しなければならない。

2 自己負担金の額は、別表に定めるところによる。

3 対象者の保護者は、自己負担金を直接実施施設等に支払うものとする。

(委託料)

第8条 市長は、実施施設等に対し、以下に規定する委託基準額から前条に規定する自己負担金を控除した額を支払うものとする。

(1) 2歳未満の児童1人につき1日当たり 10,700円

(2) 2歳以上の児童1人につき1日当たり 5,500円

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、短期入所の実施について必要な事項は、民生局ことも家庭支援センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条第2項関係）

対象者の世帯の階層区分		自己負担金の額（1人につき 1日当たり）	
		2歳未満の児 童	2歳以上の児 童
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯のうち、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	0	0
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	1,100	1,000
D	B階層を除き、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯	1,100	1,000
E	上記以外の世帯	5,350	2,750

第1号様式（第5条第1項関係）

子育て短期入所生活援助事業利用申請書

年 月 日				
(あて先)横須賀市長				
住所 〒 -				
申請者 氏名 電話 児童との続柄				
区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更			
利 用 児 童	氏 名	年 月 日生(歳)	性 別	
	氏 名	年 月 日生(歳)	性 別	
申 請 理 由				
利 用 日 数	日(月 日 ~ 月 日)			
実 施 施 設 等				
送 迎 者 氏 名	入 所 時		退 所 時	
緊 急 連 絡 先	氏 名		続 柄	
	住 所		連 絡 先	
費用減免等対象の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 <input type="checkbox"/> 非課税世帯)			
(事務処理欄) <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明 (生活保護世帯の場合) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証明書(写) (該当者のみ) <input type="checkbox"/> 当該年度の市県民税非課税(所得)証明書 (該当者のみ)				

第2号様式（第6条第1項関係）

子育て短期入所生活援助事業利用決定通知書

年 月 日	
申請者	住所 氏名
横須賀市長 印	
年 月 日付で申請のありました子育て短期入所生活援助事業の利用について、決定しましたので通知します。	
整理番号	
利用児童	氏名 (利用施設)
	氏名 (利用施設)
利用日数	日(利用予定日 月 日 ~ 月 日)
自己負担金	
備考	

第3号様式（第6条第2項関係）

子育て短期入所生活援助事業利用依頼通知書

年 月 日			
住 所			
施設 名 称			
代表者			
横須賀市長 			
次の児童及び保護者等に対して、子育て短期入所生活援助事業の利用を決定しましたので通知します。			
整理番号			
申請者	氏名		続柄
	住所		連絡先
利用児童	氏名	(利用施設)	
	氏名	(利用施設)	
利用日数	日 (利用予定日 月 日 ~ 月 日)		
自己負担金			
送迎者氏名	入所時		退所時
緊急連絡先	氏名		続柄
	住所		連絡先
備考			